

令和4年2月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第2回）議事録

1. 開催日時 令和4年2月17日（木曜日）午後2時

2. 開催場所 由利本荘市役所 「正庁」

3. 出席委員（22名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 4 番 加 藤 三 敏
4 番 岡 部 五 一 郎	1 6 番 富 樫 公 一
5 番 佐々木 亨	1 7 番 伊 藤 直 子
6 番 小 野 晃 一	1 8 番 菅 原 文 克
7 番 大 瀧 浪 雄	1 9 番 佐 藤 秀 孝
8 番 小 松 健	2 0 番 佐 藤 源 樹
9 番 小 松 幸 夫	2 1 番 庄 司 和 夫
1 0 番 佐 藤 順	2 2 番 伊 藤 剛
1 1 番 佐 藤 崇	2 4 番 佐 藤 系 悦

4. 欠席した委員（1名）

2 3 番 吉 尾 麻 美

5. 議事日程第1号 令和4年2月17日 午後2時 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定に基づく所有権移転の件

第 5. 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 6. 議案第 1 0 号 農地転用事業計画変更承認の件

第 7. 議案第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第 8. 議案第 1 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第 9. 議案第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第 1 0. 議案第 1 4 号 農地法第二条第一項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高 橋 孝 紀	次 長	小 松 幸 月
農地班長	小 松 貢 治	農政班長	二 見 真 之
主 査	釜 台 勇 樹	主 任	佐々木 智 慧
主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩

主事(由利庶務班)	阿 部 健 大	主任(大内庶務班)	松 永 希
主事(東由利庶務班)	遠 藤 大 騎	主任(西目庶務班)	佐 藤 慎
主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

2 番 畑山留美子

3 番 佐藤 喜勝

10. 会議の概要

○議長

これより令和4年2月2日公示招集されました令和4年第2回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中22名であります。

23番吉尾麻美委員より欠席の届出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので報告いたします。

本日の提出案件は、議案第8号から議案第14号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、2番畑山留美子委員、3番佐藤喜勝委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第8号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第8号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第8号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第8号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第9号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第9号1番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第9号1番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第9号1番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします

【A委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第9号2番から68番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第9号2番から68番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、27番については取下げとし、計画の内容を説明する。議案第9号2番から68番については、23番を除いた案件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨、また23番についての農業経営基盤強化促進法第18条第3項のイ、すなわち全部効率利用要件の適合について説明する。)

○議長

暫時休憩いたします。

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第9号2番から68番までの説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第9号2番から68番までは、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号2番から68番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第10号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第10号について、議案書に基づき朗読し、当初計画では、畑15筆に太陽光発電設備を建設する計画だったが、このうち6筆を除外し、事業規模を縮小したもの。今回の申請は、変更後の転用目的は変わらず、除外する土地以外の事業は完了しており、周辺農地に影響を及ぼさないと認められ、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること。秋田県農業会議に意見聴取する必要がない旨を説明する。)

○議長

議案第10号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【4番・岡部五一郎委員手を挙げる】

4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

規模の縮小ということですが、変更前の面積はどの程度でしょうか。

○事務局

変更前は19,649㎡です。

○4番・岡部五一郎委員

わかりました。

○議長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第10号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第10号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第11号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第11号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置は第1種農地であるが不許可の例外に該当すること、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断とできること、また、この案件については、第1種農地のため秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

(議案第11号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置は第1種農地であるが不許可の例外に該当すること、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断とできること、また、この案件については、第1種農地のため秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第11号の説明が終わりました

なお、議案第11号の現地調査につきましては、令和3年第12回総会議案第90号「由利本荘市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際、すでに報告を受けておりますので、省略します。

ただいまの議案第11号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第11号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

議案第11号についてお諮りいたします。

議案第11号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

日程第8、議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第12号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、また、第2種農地だが、不許可の例外に該当すること、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事、また、この案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第12号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第12号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

事務局説明のとおり、議案第12号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

議案第12号についてお諮りいたします。

議案第12号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第13号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第13号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、また第1種農地だが不許可の例外に該当すること、農地区分

等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること。この案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議に意見聴取の対象となることから、本総会で許可することに決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、秋田県知事へ進達した上で、農振除外公告日に許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第13号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第13号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

事務局説明のとおり、議案第13号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りします。議案第13号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第14号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第14号について、議案書に基づき朗読し、申請地は約20年以上前から耕作しておらず、草木が自然派生し、原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第14号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、10番佐藤順委員。

○10番・佐藤順委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第14号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

お諮りいたします。議案第14号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時46分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 畑 山 留美子

議事録署名委員 佐 藤 喜 勝